

## 開発許可等の手数料の額

### 1 開発行為許可申請手数料(法第29条の規定による開発行為の許可の申請に対する審査)

開発区域の面積 (1件につき)	目的	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	その他の場合
	0.1ha未満		8,600円	13,000円
0.1ha以上 0.3ha未満		22,000円	30,000円	130,000円
0.3ha以上 0.6ha未満		43,000円	65,000円	190,000円
0.6ha以上 1ha未満		86,000円	120,000円	260,000円
1ha以上 3ha未満		130,000円	200,000円	390,000円
3ha以上 6ha未満		170,000円	270,000円	510,000円
6ha以上 10ha未満		220,000円	340,000円	660,000円
10ha以上		300,000円	480,000円	870,000円

### 2 開発行為変更許可申請手数料(法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査)

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。	(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)	開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
	(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額
	(3) その他の変更	10,000円

### 3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料(法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。))の規定による建築の許可の申請に対する審査

1件につき 46,000円

### 4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請に対する審査)

1件につき 26,000円

### 5 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料(法第43条の規定による建築等の許可の申請に対する審査)

敷地の面積	0.1ha未満	1件につき 6,900円
	0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 18,000円
	0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 39,000円
	0.6ha以上 1ha未満	1件につき 69,000円
	1ha以上	1件につき 97,000円

### 6 開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料(法規則第60条の規定による都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

1件につき 6,000円

### 7 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料(法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査)

(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha未満のもの	1件につき 1,700円
(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha以上のもの	1件につき 2,700円
(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの	1件につき 17,000円

### 8 開発登録簿の写しの交付手数料(法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付)

用紙1枚につき 470円